持論時論

大川小訴訟高裁判決 組織の強みと過失 指摘

大阪市立大大学院
法学研究科教授
高橋　真
（63歳・京都市西京区）

石巻市大川小・津波訴訟控訴審の仙台高裁判決（4月26日）に対して、現場に過度の要求をしているという戸惑いの声も聞かれる。しかし判決理由を読むと、校長個人に専門家並みの能力を要求しているわけではない。

「地域住民の平均的な知識・経験よりも高いレベルの防災知識」という表現がある。これは、被害の予見可能性の基準を地域住民の認識レベルとする被告側主張に対し、校長らは「職務上知り得た地震や津波に関係する知識や経験を、市教委や他の小中学校の教職員との間で交換しつつ共有できる立場」にあるため、より高いレベルに立ち得ることを示したものだ。他方判決は、教職員が短期に入れ替わる学校より、むしろ市教委が学校の実情を蓄積しやすい立場にあったと述べる。つまり求められているのは、組織の強みを十分かつ確実に機能させることである。

◇　◆　◇

実際、この訴訟の被告は校長でも教員でもなく、市・県という公共団体である。そして判決は、市という組織内の三つの過誤を指摘した。第一にハザードマップ作成に際し、大川小近くの堤防が地震動の影響を受ける危険を捨象し、大川小を避難場所として指定した。第二に危機管理マニュアル改訂に際し、校長が第3次避難場所と避難の経路・方法を定めなかった。第三に市教委がマニュアルの内容確認・是正を怠ったことである。

学校保健安全法28条が、安全のため必要な措置を講じることができない時、校長は学校設置者に対してその旨申し出ることとしているように、児童の安全を確保するため機関相互が連携し、不備を補うことが求められている。

しかし、校長がハザードマップに疑問を持ち検討することは可能か。判決は、2011年2月、校長が河北総合支所職員に津波が堤防を越してくる可能性を尋ね、越してこないとの答えに満足せず、第3次避難場所について教頭らと話し合った事実、3月9日の地震に際しても堤防まで様子を見に行かせ、同様に避難場所の話し合いをした事実を認定。校長は日頃の経験から堤防が津波に耐えられるか危惧を抱いていたと指摘する。

◇　◆　◇

今回問題とされたのは、校長が第3次避難場所と避難経路、方法をマニュアルに定めなかったことだ。これらを定めそれに従って避難したのに被災したのなら、津波の高さなどの予見可能性が問題となり得る。しかしこれらが定められなかった本件では、予見対象は大川小敷地の被災危険性と第3次避難場所を定める必要性である。判決は、校長は大川小が津波で被災することが予見可能だったにもかかわらず、これらを定めず、義務を怠ったと判断した。

「組織的過失」は各個人に特別の能力を要求するものではない。組織的に活動する者が、専門的な知見や日常の気付きも含め、相互に経験や情報を提供するとともに互いの不備を指摘し合って、児童の安全の実効的確保を求めるものだ。今、それを妨げる教育現場の多忙さを克服することが焦眉の課題である。

（投稿）